

水道局告示番	水道局告示名	公布年月日
水道局告示 第 2 8 号	さいたま市水道局受水槽の設備設置基準の一部を改正する告示	平成31年4月1日

さいたま市水道局告示第28号

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準の一部を改正する告示

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準（平成13年さいたま市水道部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第1号（第5条関係）				様式第1号（第5条関係）			
[略]				[略]			
I 設置施設概況	(1) 規模	地下階 延べ	地上階 m <sup>2</sup> 年 しゅん工	I 設置施設概況	(1) 規模	地下階 延べ	地上階 m <sup>2</sup> <u>平成</u> 年 月 日 しゅん工
[略]				[略]			

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。